

(様式第1号)

平成28年度 第66回 芦屋市建築審査会 会議録

日 時	平成29年3月17日(金) 10:00~11:00
場 所	芦屋市役所 消防庁舎3階多目的ホール
出 席 者	会 長 辻井 一成 委 員 麻木 邦子 委 員 神農 悠聖 委 員 藤本 幹也 委 員 柏樹 容子 欠席委員 工藤 和美 欠席委員 仲西 博子 事 務 局 島津 久夫 五島 慶太 中村 聡太
事 務 局	建築指導課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

会議成立の報告

会長の選出

会長代理の選出

議事録署名者の選出

第1号議案 第一種低層住居専用地域内における高さの限度に適合しない中学校の敷地内に増築をする件

(2) その他

一般型・マンション建替型総合設計許可要領について

次回の建築審査会について

2 提出資料

第66回建築審査会資料

3 審議経過

開会

(1) 議事

会議成立の報告

・委員7名中5名が出席し、過半数を満たすため会議は成立。

会長の選出

- ・委員の互選により、辻井委員を会長として選出した。

会長代理の選出

- ・委員の互選により、工藤委員を会長代理として選出した。

議事録署名者の選出

- ・麻木委員と神農委員を議事録署名委員とした。

第1号議案

議 題：第一種低層住居専用地域内における高さの限度に適合しない中学校の敷
地内に増築をする件（三条町）

（事務局から審査会資料(付近見取図，配置図，平面図等)を用いて計画の概略の説明を行った。）

柏樹委員：当初（昭和51年度）の許可はどのようにして行われているのか。

島津課長：当時の特定行政庁である兵庫県が許可しているが，申請書等は引き継
がっていないので，その際の建築審査会においてどのような説明が行わ
れたかはわからない。

柏樹委員：苦情とかはないのか。

島津課長：建物の高さに関する苦情があるとは聞いていない。

辻井会長：なぜ許可が必要なのか。

島津課長：残す体育館が最高高さ制限の10mを超えるので許可が必要となりま
す。新たに建設される校舎については平均地盤面からの建築物の高さ
が全て10m以下となります。

辻井会長：近隣住民の反応は。

島津課長：高さに関することは聞いておりません。

神農委員：昭和53年築の体育館を残すが，施設の老朽化はどうか。

島津課長：平成17年に改修工事を全体的に行っており大丈夫であると思います。

藤本委員：残す体育館の稼働率は。

島津課長：定期的には使用されているものであると聞いております。

辻井会長：本件について，同意すると決定してよろしいか。

全委員：異議なし。

議 決 事 項

第1号議案 一 同意する。

(2)報告

一般型・マンション建替型総合設計許可要領について

- ・事務局より、一般型及びマンション建替型総合設計許可要領を策定した旨、及び許可手続として本建築審査会の同意が要る旨の説明を行った。

次回の建築審査会について

- ・諮問案件があるため、6月若しくは7月頃の開催を予定している。後日、改めて日程調整を行なうこととした。

以 上